

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月17日
【会社名】	電源開発株式会社
【英訳名】	Electric Power Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北村雅良
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目15番1号
【電話番号】	03(3546)2211(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部経営企画室長 加藤英彰
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目15番1号
【電話番号】	03(3546)2211(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部経営企画室長 加藤英彰
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 99,317,025,000円 オーバーアロットメントによる売出し 14,557,275,000円 (注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年2月9日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年2月9日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	24,550,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成27年2月17日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数24,550,000株は、平成27年2月17日(火)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株数13,031,500株及び公募による自己株式の処分に係る募集株数16,518,500株の合計による募集株総数29,550,000株（引受人の買取引受けの対象株数28,700,000株及び海外販売（以下に定義する。）に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数850,000株）の募集（以下「一般募集」という。）のうち、日本国内において販売される株数（以下「国内販売株数」といい、そのうち公募による新株式発行に係るものを「新株式発行に係る国内販売株数」という。）の本有価証券届出書提出日現在における見込数であります。一般募集においては、公募による新株式発行に係る募集株数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあり、海外販売株数は5,000,000株（海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数4,150,000株及び海外販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数850,000株）を見込んでおります。

なお、一般募集の募集株総数のうち国内販売株数（新規発行株式の発行数）、新株式発行に係る国内販売株数及び海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数は、一般募集（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成27年2月17日(火)付臨時報告書及び後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。

- 3 自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

- 4 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 5 一般募集とは別に、平成27年2月17日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式3,450,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

- 6 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	8,031,500株	32,491,433,250	16,245,716,625
	自己株式の処分	16,518,500株	66,825,591,750	
計(総発行株式)		24,550,000株	99,317,025,000	16,245,716,625

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株数)及び新株式発行の発行価額の総額、総発行株式の発行数(新規発行株式の発行数)及び発行価額の総額の合計額並びに資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株数(新規発行株式の発行数)の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成27年2月17日(火)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年2月9日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成27年3月6日(金) 至 平成27年3月9日(月) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年3月12日(木) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新株式発行に係る国内販売株数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株数）、新株式発行の発行数（新株式発行に係る国内販売株数）、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕

http://www.jpower.co.jp/news_release/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年2月25日(水)から平成27年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年3月4日(水) 至 平成27年3月5日(木)」、払込期日は「平成27年3月10日(火)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年3月5日(木) 至 平成27年3月6日(金)」、払込期日は「平成27年3月11日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。
 したがって、
 発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、受渡期日は「平成27年3月11日(水)」
 発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、受渡期日は「平成27年3月12日(木)」
 発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合、受渡期日は「平成27年3月13日(金)」
 となりますのでご注意ください。
 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金及び自己株式の処 分に対する払込金と して、払込期日に払 込取扱場所へ発行価 額と同額をそれぞれ 払込むことといたし ます。 3 引受手数料は支払わ れません。ただし、 一般募集における価 額（発行価格）と発 行価額との差額は引 受人の手取金となり ます。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計		24,550,000株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株式（新規発行株式の発行数）の見込数（引受株式数は未定）に係るものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
99,317,025,000	186,000,000	99,131,025,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額の合計額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日現在における、国内販売株数（新規発行株式の発行数）の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成27年2月17日(火)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 4 払込金額の総額（発行価額の総額の合計額）は、平成27年2月9日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額99,131,025,000円と、海外販売の手取概算額上限20,137,500,000円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限13,895,975,000円を合わせた、手取概算額合計上限133,164,500,000円については、1,168億円を平成31年3月末日までに当社グループの新規設備投資資金に、残額を平成30年3月末日までに既設設備の更新投資資金に充当する予定です。

当社グループの新規設備投資資金については、熱効率の高い最新鋭火力発電設備への投資を中心に充当する予定です。具体的には、当社が実施する竹原火力発電所新1号機の建設資金の一部に579億円、関連会社を通じて事業推進を図っている、タイ国におけるウタイ火力発電所の建設資金の一部に108億円、鹿島パワー株式会社の石炭火力発電所の建設資金の一部に96億円、大崎クールジェン株式会社における酸素吹IGCC実証試験発電設備の建設資金の一部に195億円をそれぞれ充当する予定です。また、関連会社を通じて行う風力発電所及び地熱発電所の建設資金の一部に189億円を充当する予定です。

更新投資資金については、全額を本邦国内の既設火力発電所全7地点（磯子、高砂、竹原、橘湾、松島、松浦、石川）における発電設備の更新及び改良投資の一部に充当することを予定しております。これら設備の更新・改良投資によって発電設備の経年劣化に伴う熱効率の低下を防ぐことで、燃料使用量やCO2排出量の増加を抑制し、電力システム改革によりもたらされる競争環境下でも当社発電所のコスト競争力を維持することが可能となります。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機として、我が国の電源構成における原子力比率は今後低下していく方向にあります。これにより減じるベースロード供給力を補うものとして、燃料費が相対的に安価である石炭火力の重要性が一層高まっている状況にあります。このような環境下、世界最高水準の環境対策と発電効率を誇る石炭火力発電技術（クリーン・コール・テクノロジー）で日本の石炭火力をリードしてきた当社グループにとって、事業機会が拡大してきております。

今回の資金調達、当社グループが有する開発プロジェクトの着実な推進に向けて、上記のとおり手取金を設備資金の一部に充当するとともに、今後新たに見込まれる国内外の事業機会を機動的に獲得し、また電力システム改革により到来する競争環境を勝ち抜く諸施策を機動的かつ柔軟に実施するための体制整備として実施することいたしました。

当該新規設備に関する投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月17日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名・事業地点名	所在地	設備の内容(種別)	資金調達方法 (注)1	着工年月	使用開始 予定年月	完成後の 出力
電源開発(株) 竹原火力発電所 新1号機	広島県 竹原市	汽力発電設備新設投資	自己資金、金融機関 からの借入金及び増 資資金	平成26年 3月	平成32年 9月	60万 kW
Gulf JP Co., Ltd. ウタイ火力発電所	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡		当社から J-POWER Holdings (Thailand) Co., Ltd. を通じた出 資金及びその他株主 からの出資金並びに 金融機関からの借入 金	平成24年 11月	平成27年 6月及び 12月	160万 kW
鹿島パワー(株)	茨城県 鹿嶋市		当社その他株主から の出資金及び金融機 関からの借入金	平成28年 12月予定	平成32年 7月	64万 kW
大崎クールジェン(株)	広島県 豊田郡 大崎上島町	酸素吹IGCC実証試験発電所 新設投資(注)2	当社その他株主から の出資金及び負担金 並びに国からの補助 金	平成25年 3月	平成29年 3月	16.6万 kW
(株)ジェイウインド大間 大間風力発電所	青森県 下北郡 大間町	新エネルギー等発電設備 新設投資	当社からの出資金及 び借入金	平成26年 10月	平成28年 3月	19,500 kW
由利本荘風力発電(株) 由利本荘風力発電所	秋田県 由利本荘市			平成27年 7月予定	平成29年 1月	16,100 kW
日本クリーン エネルギー開発(株) 南愛媛風力発電所(増設分)	愛媛県 宇和島市			平成27年 2月予定	平成28年 3月	6,900 kW
湯沢地熱(株) 山葵沢地熱発電所	秋田県 湯沢市		当社その他株主から の出資金及び金融機 関からの借入金	平成27年 4月予定	平成31年 5月	42,000 kW

(注)1 当社からの出資金等については、今回の増資資金をもって投融資を行います。

2 酸素吹IGCCとは、酸素を用いた石炭ガス化複合発電(IGCC: Integrated coal Gasification Combined Cycle)を指し、ガスタービンと蒸気タービンとの複合発電を行うことで、従来の微粉炭火力発電を上回る発電効率が達成可能となる手法を言います。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	3,450,000株	14,557,275,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株数）、新株式発行の発行数（新株式発行に係る国内販売株数）、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取引受けの対象株数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.jpower.co.jp/news_release/index.html）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年2月9日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年3月6日(金) 至 平成27年3月9日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金) () であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、3,450,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成27年2月17日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社に割当先とする当社普通株式3,450,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年3月24日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月17日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,450,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期日 | 平成27年3月23日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成27年3月24日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、「平成27年3月6日(金)から平成27年3月17日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、「平成27年3月7日(土)から平成27年3月17日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合、「平成27年3月10日(火)から平成27年3月17日(火)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年2月18日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成27年3月3日から平成27年3月5日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しに際して行われることのある海外市場における株式の販売に関し提出されるものです。
- *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

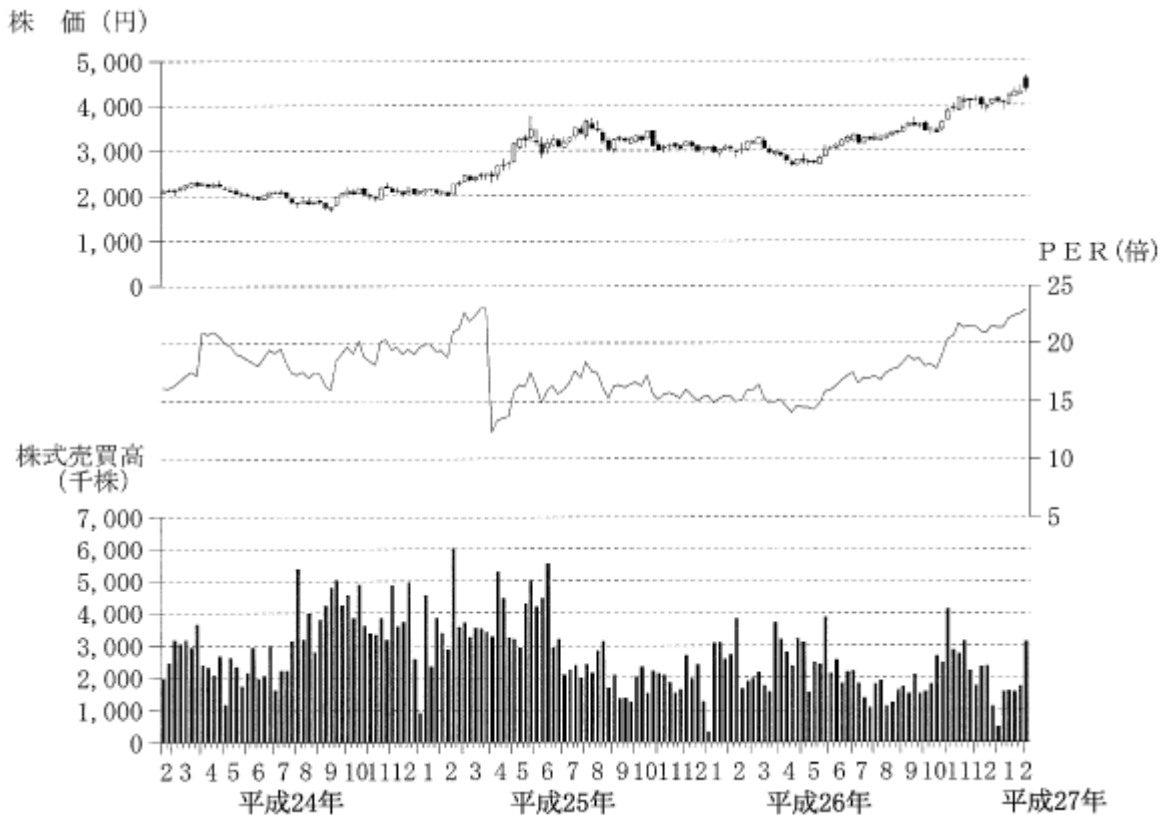
2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株数)、海外販売株数、海外販売に係る引受人の買取受けの対象株数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.jpowers.co.jp/news_release/index.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、 P E R 及び株式売買高の推移 】

平成24年2月13日から平成27年2月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、 P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成24年2月13日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年2月6日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年8月17日から平成27年2月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	平成26年 11月28日	平成26年 12月5日	変更報告書 (注)1	347,375	0.21
NOMURA INTERNATIONAL PLC				176,113	0.11
野村アセットマネジメント株式会社				6,431,500	3.86

(注) 1 野村證券株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

- 2 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月4日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月5日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月4日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月17日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年2月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年2月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下には、当社の財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在（平成26年6月27日）において当社が入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。また、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、当社が必ずしも重要なリスクとは考えていない事項であっても、事業等のリスクを理解する上で投資家にとって参考となる情報は記載しております。また、以下の記述は、別段の意味に解される場合を除き、連結ベースでなされており、「当社」には当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の定義に従います。）が含まれています。

1. 電気事業制度改革の進展等による当社の料金等への影響について

当社の営業収益の大半は、わが国の一般電気事業者10社への電気の卸供給による料金収入です。

小売供給の自由化をはじめとする制度改革により電気事業における競争が進展するなか、一般電気事業者は、低廉な電気料金を求める社会の期待に応え、顧客を確保するために、小売電気料金を引下げてきました。

当社の卸電気料金は、各発電設備、送・変電設備毎に、適正な原価に事業報酬を加算する方法により算定されているため（当社の卸電気料金については、「7 財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照）、小売電気料金の引下げの影響を直ちに受けることはありません。しかしながら、当社は、これまでも一般電気事業者から卸電気料金の引下げを要請されており、料金原価の低減や競争の進展等により、引下げの要請はさらに強まる可能性があります。今後当社が卸電気料金を引下げer場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

平成15年11月に有限責任中間法人日本卸電力取引所が設立され、平成17年4月より卸電力取引が開始されました。当社は、現在、卸電力取引所等での取引を行っております。当社は、現時点において、取引所における卸電力の取引が短期間に飛躍的に増加するとは予想しておりませんが、将来取引所における取引量が増加し、取引所における電力取引価格が価格指標としての重要性を増した場合、当社の料金水準が間接的に影響を受ける可能性があり、仮に、一般電気事業者と当社との間の相対契約における料金水準が価格指標を上回る場合は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、将来的には電気事業制度改革によって当社を取り巻く事業環境が大きく変化する可能性もあります。平成25年4月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づき、平成25年11月及び平成26年6月に電気事業法が改正され、広域的運営推進機関の設立（設立時期：平成27年11月）、小売参入全面自由化及び卸規制の撤廃（実施時期：平成28年11月）が決定されました。今後も、改革内容の更なる詳細検討が行われるとともに、送配電部門の法的分離や電気小売料金規制の見直し（実施時期：平成30年から平成32年11月）に向けた法改正への準備が進められることになっております。これらの一連の改革の内容によっては、当社の事業や業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 発電所建設計画の取り止め等について

当社は、一般電気事業者向けの発電所建設に関しては、本格的な着工前に、受電予定会社の全量受電を前提として開発規模、運転開始予定時期、予定工事費等につき受電予定会社と合意します。その後、設備完成直前に電気料金等を定めた電力供給契約を受電予定会社と締結し、運転開始後の維持運転費とともに投資額を電気料金として回収しております。

電力需要の予想伸び率の変化に伴い、一般電気事業者は、一部の発電所建設計画の繰り延べや取り止め、稼働率の低い火力発電所の廃止・長期停止を実施した例があります。当社においても、一般電気事業者向けの発電所建設に関しては、受電予定会社と協議のうえ、計画の一部について運転開始時期の繰り延べや計画の取り止め等を行った例があります。また、事業用地取得の難航等により、受電予定会社と協議の上で、計画の取り止め等を行った例もあります。これらの取り止め等にあたっては、そこから生じる費用について、受電予定会社と協議の上で当社が応分の負担をしております。

さらに、今後、国のエネルギー政策の見直しなど電気事業を取り巻く状況の大幅な変化、予期せぬ事態の発生等により建設計画の取り止め等があれば、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 地球温暖化問題について

当社は、LNG等他の化石燃料を使用する発電所と比較して、発電量当たりのCO₂排出量が相対的に高い石炭火力発電所を多数有しており、一般電気事業者及び卸電気事業者12社で取りまとめた「電気事業における環境行動計画」に基づき、各社と共同して地球温暖化問題に対応する様々な対策に取り組んでおります。

国内ではCO₂を排出しない原子力発電の開発に取り組むとともに、廃棄物発電などの未利用エネルギー及び風力発電などの再生可能エネルギーの開発、石炭火力の発電効率向上などに取り組んでおりますが、今後、地球温暖化対策に関する新たな規制等が導入された場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 海外発電事業をはじめとする新たな事業への取り組みについて

当社は、新たな収益基盤を構築することを目指して、海外発電事業や国内での新たな電力事業等の取り組みを進めております。

具体的には、海外発電事業については、これまで海外諸国でコンサルティング事業に従事しており、この経験を活かしてIPP（独立系発電事業者）プロジェクトへの取り組みを進めております。

また、国内電力事業については、IPPによる一般電気事業者向け電力卸供給、PPS（特定規模電気事業者）向け電力卸供給、風力・廃棄物等の再生可能エネルギーを利用した発電事業等を進めております。

しかしながら、これらの事業は、状況の大幅な変化、需要の低下、規制の変更等の予期せぬ事態の発生等により、当社が期待したほどの収益を生まない可能性がありますし、また、これらの事情により事業計画の変更、事業の取り止め等があれば、これに伴う関連費用の発生により、当社業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。さらに、これらの事業の中には、当社が少数持分保有者に留まる合併形態で運営されているものがあり、また、海外での事業については、為替リスクに加え当該国の政情不安等によるリスク（カントリーリスク）が存在します。

5. 資金調達について

当社は、これまで発電所等への多額の設備投資を行っており、そのための設備資金を主として借入れ及び社債発行によって調達してきました。当社の今後10年間（平成26年度～35年度）の主な開発地点である大間原子力発電所や竹原火力発電所新1号機の建設をはじめ、既存の債務の償還あるいは海外発電事業への投資等のために、多額の資金調達を必要とする見通しです。資金調達が必要となった場合に、その時点における金融情勢、当社の信用状態又はその他の要因のために当社が必要資金を適時に適正な条件で調達することができなければ、当社の事業展開及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 大間原子力発電所建設計画について

大間原子力発電所計画は、平成7年8月の原子力委員会決定によって、国及び電気事業者の支援の下、当社が責任を持って取り組むべきとされた全炉心でのMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料利用を目指した改良型沸騰水型軽水炉（フルMOX-A BWR）であり、軽水炉でのMOX燃料利用計画の柔軟性を広げるという政策的な位置付けを持つものとされております。このため、全炉心でのMOX燃料利用に関する技術開発部分について、「全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金交付要綱」に基づき、政府から補助金の交付を受けております。また、既に沖縄電力(株)を除く一般電気事業者9社と基本協定を締結しており、その中で一般電気事業者9社による適正原価等での全量受電が約されております。

大間原子力発電所計画は、全炉心でのMOX燃料利用の原子力発電所として、地元大間町、青森県の同意を得て、平成11年8月に電源開発調整審議会により電源開発促進法で定める国の電源開発基本計画に組み入れられました(平成15年10月の電源開発促進法の廃止に伴い、電源開発基本計画の制度も廃止となりましたが、同計画の有していた機能を引き継いだ重要電源開発地点の指定制度に基づき、平成17年2月に地点指定を受けております。)。また、平成20年4月には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉設置許可、5月には電気事業法に基づく工事計画認可(第1回)を経済産業大臣から受け、着工に至っております。この時点で予定していた建設費は4,690億円でした。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災直後より工事を休止していましたが、平成24年10月より工事を再開しております。

当社は、平成25年7月に施行された原子力発電所に係る新規制基準への適合に向けた取組みを踏まえて、平成26年12月16日に原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書を提出しました。具体的な取組みは多岐に亘りますが、シビアアクシデントを防止するための設計基準事故対策として、地震・津波への想定や対応策を強化するとともに、新規制基準において新設された重大事故等対策として、炉心損傷の防止及び格納容器の破損防止のための対策を行っております。さらに、航空機衝突等のテロ対策として、原子炉格納容器の破損による外部への放射性物質の異常な放出を抑制するため原子炉の減圧等の遠隔操作を可能とする特定重大事故等対処施設を設置することとしています。上記申請の中でとりまとめた追加の安全強化対策の工事は、原子力規制委員会の審査において当社の申請内容が新規制基準に適合することが認められた後に開始されます。当社は、かかる追加工事の工事費として約1,300億円を見込んでおります。今後、当社は、原子力規制委員会の適合性審査に真摯かつ適切に対応し、必要な安全対策等を着実に実施することで、全社をあげて安全な発電所づくりに取り組む所存です。

なお、追加の安全強化対策工事については、平成27年11月に開始し、平成32年12月に終了することを目指しておりますが、原子力事業を取り巻く状況の変化、原子力規制委員会の審査の状況、新規制基準への追加の対応等により、工程が延伸する可能性があります。また、これらの場合には、建設費が更に増加する可能性があります。加えて、原子力発電においては、国の原子力政策の見直しなど原子力事業を取り巻く状況の大幅な変化や予期せぬ事態の発生等による計画変更等のリスク、また、運転開始後には、放射性物質の貯蔵と取扱いに関するリスク、他の発電設備と同様、自然災害、不測の事故等のリスクも存在します(前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスク「8.自然災害、不測の事故等」を参照)。当社は、これらのリスクに対して可能な限り対策を講じる所存ですが、仮にリスクが顕在化した場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 石炭火力発電用燃料について

当社の石炭火力発電所は海外炭を主たる燃料としております。また、石炭火力発電に係る販売電力量は当社の販売電力量の約84%、石炭代は当社の営業費用の約38%を占めております。

当社は、海外炭の調達にあたっては、供給の安定性と経済性を同時に追求するため、オーストラリア、インドネシア、ロシア、南アフリカ、中国などに調達地域を多様化しております。また、当社による海外炭の調達は、主として長期契約又は期間1年程度の契約により行われており、補完的にスポットでの購入も行っております。長期契約に基づく石炭の購入価格は、通常、1年に1回市場価格を踏まえて調整されます。

当社の燃料費は、海外炭の価格変動、輸送船舶の需給状況、燃料調達先の設備・操業トラブル等により影響を受けますが、燃料費は、火力発電所について一般電気事業者との間で2年毎(価格の変動が著しい場合は、1年毎)に行われる卸電気料金の改定にあたって、原価主義に基づき料金に反映されるため、石炭価格の変動等による当社の業績への影響は限定的です。但し、卸電気料金の改定後、次回の改定までに石炭価格の急激な上昇等があった場合、これに伴う燃料費の上昇分を料金に反映させるまでにタイムラグがあるため、一時的に当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 自然災害、不測の事故等について

自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、当社の発電設備若しくは送・変電設備又はこれらの設備を運転制御する情報システム等に重大な事故があった場合、当社の事業運営に支障を来し、ひいては周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、わが国における重要なインフラストラクチャーである発電設備及び送・変電設備の事故防止、関係者の安全確保並びに周辺環境の保全のため、保安・防災体制の確立、事故・災害の予防対策及び応急・復旧対策並びに環境モニタリング等に全社を挙げて取り組んでおります。

しかし、事故等のために当社の発電設備又は送・変電設備が操業を停止した場合、さらには事故等のため周辺環境に悪影響を及ぼした場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 法的規制について

当事業の大半を占める卸電気事業については、電気事業法による規制を受けております。

当社は、同法に規定される卸電気事業者として、事業許可(第3条)、事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割の認可(第10条)、電気事業用設備の譲渡し等の届出(第13条)、事業の休止及び廃止の許可、並びに法人の解散に関する認可(第14条)、供給義務(第18条)、料金その他の供給条件の届出(第22条)、供給計画の届出(第29条)、保安規程の届出(第42条)等の事業規制及び保安規制、並びにこれらの規制に伴う変更・中止命令及び事業許可の取り消しに関する規定の適用を受けております。この他、当社の事業運営は様々な法令の適用を受けております。このため、当社がこれらの法令・規制を遵守できなかった場合、又はこれらの法令・規制の改正があった場合には、当社の事業運営や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、平成26年6月に改正された電気事業法に基づき、平成28年以降、卸規制(事業許可制や料金規制)は撤廃されることとなります(「1. 電気事業制度改革の進展等による当社の料金等への影響について」を参照)。

また、平成23年8月10日に、原子力事業者による相互扶助の考え方に基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織(原子力損害賠償支援機構)を中心とした仕組みを構築することを目的として、「原子力損害賠償支援機構法」が公布・施行されました。当社は、同法第38条に基づき、原子力事業者として原子力損害賠償支援機構の業務に要する費用に充てるための負担金を納付することを義務付けられ、負担金の額によっては当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、今後、当社が進めている大間原子力発電所計画について、同発電所が「原子力損害の賠償に関する法律」に定める原子炉の運転等を開始した場合に、当社は負担金を納付することとなります。

10. 特定の販売先への依存度が高いことについて

当連結会計年度において、当社の電気事業営業収益は営業収益の86.2%を占めており、電気事業営業収益のうち一般電気事業者に対する売上は96.8%を占めております。売上比率が当社の電気事業営業収益の10%以上を占める販売先は、中国電力㈱(20.7%)、東京電力㈱(20.2%)、関西電力㈱(17.6%)及び九州電力㈱(11.1%)であります。当社は、一般電気事業者が、今後とも当社の最も重要な販売先であると考えており、したがって、当社の業績は、一般電気事業者の小売電力市場におけるシェアや国内における電力需要の動向等により影響を受ける可能性があります。

11. 業務情報の管理

当社は、個人情報をはじめ機密を要する多くの重要な情報を保有しています。これらの情報については情報セキュリティ対策の推進、従業員教育等の実施により厳重に管理しておりますが、外部に流出した場合、当社のレピュテーションや業績は悪影響を受ける可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

電源開発株式会社 本店
(東京都中央区銀座六丁目15番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。